

昭和45年7月14日
和歌山県告示第514号
平成25年3月22日
和歌山県告示第341号

和歌山県ナース章授与規程

(目的)

第1条 この規程は、多年和歌山県において看護職員として勤務し、顕著な業績をあげた者に知事が授章を行い、この功績をたたえることを目的とする。

(授与方法)

第2条 授章は、ナース章を授与するとともに賞状を付与して行うものとする。

(受章者の決定)

第3条 受章者は、和歌山県ナース章選考委員会の審議を得て知事が決定する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、ナース章に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。